（前のページより続き）

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成三十年度令和元年七月分）、（令和元年度令和元年七月分）（財務省）　一六五
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　一七一
裁判所
破産、免責、再生関係　一七四
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、平成三十事業年度財務諸表（独立行政法人国立公文書館・独立行政法人北方領土問題対策協会・独立行政法人日本学術振興会・国立研究開発法人理化学研究所・独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人国際観光振興機構）、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）、東日本高速道路株式会社工事開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、弁理士登録、企業年金基金変更関係　二六三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三六
会社その他
会社決算公告　三七
三三

府令・省令

○内閣府・総務省令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第八条　法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ［二～十一　略］ **第十六条**　法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。	**第八条**　法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ［二～十一　同上］ **第十六条**　法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。